

特定公共賃貸住宅入居者募集のご案内

◆特定公共賃貸住宅◆

- ・この住宅は、中堅所得のご家族向けに倉敷市が供給している賃貸住宅です。地域の多様な賃貸住宅の需要にお応えするとともに、生活の向上と安定を図ることを目的としています。

◆募集団地◆

- ・中庄団地21-6棟（H11年度建設，3DK）
- ・最新の空き状況は、倉敷市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

◆申込受付方法◆

- ・随時、申込受付をしています。
- ・倉敷市営住宅管理センターへ申込書類を提出してください。
（必要書類については、9～10ページをご覧ください。）
- ・毎月10日を申込締切日とし、申込翌月の1日が入居可能日となります。
- ・申込者数が募集戸数を上回った場合には、抽選により入居者を決定します。

◆注意事項◆

- ・書類の完備していない申込書は受付できません。
- ・必要書類は本人又は入居される家族の方が、直接持参してください。
（郵送によるお申込みは受付できません。）

入居案内書配布及び受付場所

倉敷市営住宅管理センター（倉敷市営住宅等指定管理者）

〒710-0055 倉敷市阿知1丁目7-2 暮らしきシティプラザ西ビル6階

TEL：086-430-0109 FAX：086-430-0115

ホームページ <http://www.kurashikishieijutaku.jp/>

月～金曜日 8：30～17：30（休日：土・日・祝・年末年始）

◆特定公共賃貸住宅募集物件の概要

中庄団地 21-6棟



【外観】中庄団地 21-6棟

※間取り，家賃は，部屋ごとに異なります。

お申込みの際は，倉敷市営住宅管理センターまで最新の空き状況をお問い合わせください。

- 所在地・戸数：倉敷市中庄団地 21 番・全 8 戸
- 竣工年度：平成 11 年度
- 構造・規模：鉄筋コンクリート造・4 階建
- 専有面積：76.7㎡～77.8㎡
- エレベーター：なし
- 浴槽・給湯器：浴槽・ガス給湯器（3ヶ所給湯）設置済
- 家賃：59,400円～60,200円
- 敷金：家賃 2ヶ月分
- 駐車場：1 台（使用料は家賃に含む）
- 交通：JR 山陽本線「中庄駅」徒歩 3 4 分
下電バス「中庄団地東」徒歩 1 分
- 学区：倉敷市立中庄小学校，倉敷市立倉敷北中学校
- その他：都市ガス，上下水道

●地図



●室内等写真

① 401号室 DK



②浴室



目 次

●申込みから入居まで.....	3
●申込（入居）資格について.....	4
●申込時の注意事項.....	4
●申込み及び入居決定の無効・失格等.....	5
●月額所得の計算方法について.....	5
●月額所得額の計算例について.....	6
●月額所得の計算表.....	7
●申込（資格審査）に必要な書類について.....	9
●抽選会及び抽選方法について.....	11
●入居手続きについて.....	11
●入居後の注意事項について.....	11

申込みから入居まで

必ず次のスケジュールを確認のうえ、申込みください。

◆特定公共賃貸住宅の入居者募集スケジュール表

	手続事項	手続時期等	注意事項
1	申込受付	<p>【申込受付期間】 随時、受付を行います。 ※毎月10日が申込締切日です。 ※申込締切日が営業時間外の場合は翌営業日が締切日となります。</p> <p>【申込受付時間】 平日：8：30～17：30</p> <p>【申込受付場所】 倉敷市営住宅管理センター 倉敷市阿知1-7-2（西ビル6階）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●申込受付時に書類確認を行いますので、郵送による申込みは受付できません。 ●認印を必ずご持参ください。
2	申込（入居）資格等の確認	<p>【資格審査について】 申込時に必要書類を提出していただき、入居資格についての審査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●必要書類については、9～10ページをご覧ください。 ●審査基準日は申込締切日となります。
3	抽選会	<p>【抽選について】 申込者数が募集戸数を上回った場合、抽選にて入居者を決定します。 ※抽選会日時・開催場所は申込時にお伝えします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●抽選会日時は、概ね毎月15日頃です。
4	入居決定通知	抽選会後に入居決定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●書面にて郵送でお知らせします。
5	入居説明会	<p>【入居説明会について】 指定した日時に行います。（入居決定後、案内を送付します。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入居手続き（敷金の支払い・カギ渡し）及び家賃の納付方法等の説明を行います。 ●詳細については、募集案内の「入居手続きについて」をご参照ください。
6	入居	<p>【入居予定日】 毎月1日が入居予定日です。 入居予定日以降の入居となります。</p>	

申込（入居）資格について

倉敷市特定公共賃貸住宅に申込みされる方は、資格審査日（申込締切日）に、次の1から6のすべての項目に該当していることが必要です。

1. 申込者本人の住所又は勤務場所が倉敷市内にある方、又は新たに市内に居住することが必要と認められる方で成人の方（結婚している未成年者は成人とみなします。）
2. 入居資格収入基準に合致する方
 - ・入居する同居家族全員の月額所得が 158,000 円以上 487,000 円以下であること
3. 自ら居住するため住宅を必要とする方
 - ・持家（共有名義も含む）のある方等は、原則として申込みできません。
4. 現に同居し又は同居しようとする親族のある方
 - （1）親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。ただし、内縁関係の方については、戸籍謄本等で他に婚姻関係のないことを確認できる方に限ります。
 - （2）婚約中に申し込みをされる場合は、入居説明会までに、入籍したことを証明する戸籍謄本を提出でき、入居予定日に同居できる方に限ります。
 - （3）単身世帯及び友人等の寄り合い世帯等で申込むことはできません。
5. 申込者（同居又は同居しようとする親族を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと
6. 連絡先のある方
 - ・入居時の連絡先として、次の要件を満たす方の記入をお願いしています。
 - ①原則として岡山県内に居住している親族が望ましい。
 - ②①が岡山県外の場合、2人目も記入いただきます。

申込時の注意事項

次の事項に注意して、お申込みください。

1. 年齢については、資格審査日（申込締切日）時点の年齢で確認します。
2. 必要事項の記入・押印漏れ、内容に虚偽や誤りがあった場合は、受付できません。
3. 申込書提出後、記載事項の変更はできません。
4. 申込書提出後、出生、死亡以外の理由による家族数の増減はできません。
5. 申込書受付後、入居資格について、必要に応じて市町村及び勤務先、所轄の警察署長等に照会することがあります。

申込み及び入居決定の無効・失格等

次のような場合は、申込みを無効とします。また、申込受付を行った後でも失格となります。

1. 申込（入居）資格がない場合
2. 申込書、その他の必要書類に虚偽の記載があった場合
3. 家族を不自然に分割又は不自然にあわせて申込みをした場合
4. 次の事項に該当する場合は、入居決定が取り消されます。
 - (1) 入居決定者が入居を辞退した場合
 - (2) 入居決定者が指定期日までに必要書類を提出されなかった場合
 - (3) 婚約中に申込みをした後、婚約者が変わった場合や婚約を解消した場合
 - (4) 申込書に記載された入居予定者が指定期日（入居可能日から15日以内）までに入居できなかった場合
 - (5) 入居手続き時の必要条件を満たせなかった場合
 - (6) 申込後に、申込書に記載の入居予定者を変更した場合（ただし、出生等の場合は除く）

月額所得の計算方法について

資格審査に用いる月額所得の求め方は次の通りです。

$$\text{（月額所得）} = \text{（世帯の年間総所得金額の合計} - \text{控除金額の合計）} \div 12 \text{ か月}$$

- ・資格審査では、審査基準日から過去1年間の総所得金額について審査します。
- ・次のような収入は、月額所得の算定に用います。
国民年金、厚生年金、年金基金、恩給、各種共済年金及び配当金等
- ・次のような収入は、月額所得の算定に用いません。
生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障がい年金、仕送り等
- ・就職後、1年に満たない場合、次の計算式で年間総収入金額を算定します。

（計算式）

$$\frac{\text{就職後得た収入（1月未満の収入は切り捨て）} - \text{賞与}}{\text{就職後の月数（1月未満は切り捨て）}} \times 12 + \text{賞与}$$

※月額所得の求め方の詳細については、7～8ページをご覧ください。

月額所得の計算例について

例① 2人家族で申込む場合

申込本人：給与，31歳，年間総収入額 4,320,000円
妻(婚約者)：無収入，30歳，年間総収入額 0円

■申込本人の年間総所得金額算出

$4,320,000 \text{円} \div 4,000 = 1,080$

$1,080 \text{円} \times 4,000 \times 0.8 - 540,000 \text{円} = 2,916,000 \text{円}$

●控除額の算出

親族控除 $380,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 380,000 \text{円}$

◆月額所得の算出

$(2,916,000 \text{円} - 380,000 \text{円}) \div 12 \text{ヶ月}$
 $= 211,333 \text{円}$

⇒ 入居収入基準を満たす

例② 3人家族で申込みの場合

申込本人：給与，41歳，年間総収入額 3,330,000円
妻：パート，40歳，年間総収入額 1,100,000円
子：無収入，14歳，中学2年生，扶養親族

■申込本人の年間総所得金額算出

$3,330,000 \text{円} \div 4,000 = 832.5 \text{円}$ 改め 832円

$832 \text{円} \times 4,000 \times 0.7 - 180,000 \text{円} = 2,149,600 \text{円}$

■妻の年間総所得金額算出

$1,100,000 \text{円} - 650,000 \text{円} = 450,000 \text{円}$

●控除額の算出

親族控除 $380,000 \text{円} \times 2 \text{人} = 760,000 \text{円}$

◆月額所得の算出

$(2,149,600 \text{円} + 450,000 \text{円} - 760,000 \text{円}) \div 12 \text{ヶ月}$
 $= 153,300 \text{円}$

⇒ 158,000円未満のため，入居収入基準を満たさない

例③ 年金所得者がいる場合

申込本人：給与，38歳，年間総収入額 3,950,000円
子：無収入，14歳，中学2年生，扶養親族
母：年金，68歳，年金収入 1,550,000円

■申込本人の年間総所得金額算出

$3,950,000 \text{円} \div 4,000 = 987.5 \text{円}$ 改め 987円

$987 \text{円} \times 4,000 \times 0.8 - 540,000 \text{円} = 2,618,400 \text{円}$

■母の年間総所得金額算出

$1,550,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} = 350,000 \text{円}$

●控除額の算出

親族控除 $380,000 \text{円} \times 2 \text{人} = 760,000 \text{円}$

寡婦控除 $270,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 270,000 \text{円}$

控除額合計 $760,000 \text{円} + 270,000 \text{円} = 1,030,000 \text{円}$

◆月額所得の算出

$(2,618,400 \text{円} + 350,000 \text{円} - 1,030,000 \text{円}) \div 12 \text{ヶ月}$
 $= 161,533 \text{円}$

⇒ 入居収入基準を満たす

例④ 2人とも年金他所得がある場合

申込本人：給与，70歳，年間総収入額 3,100,000円
//：年金，年金収入 1,550,000円
妻：年金，68歳，年金収入 1,110,000円

■申込本人の年間総所得金額算出（給与）

$3,100,000 \text{円} \div 4,000 = 775 \text{円}$

$775 \text{円} \times 4,000 \times 0.7 - 180,000 \text{円} = 1,990,000 \text{円}$

■申込本人の年間総所得金額算出（年金）

$1,550,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} = 350,000 \text{円}$

■妻の年間総所得金額算出

$1,100,000 \text{円} \rightarrow 1,200,000 \text{円以下のため } 0 \text{円}$

●控除額の算出

親族控除 $380,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 380,000 \text{円}$

◆月額所得の算出

$(1,990,000 \text{円} + 350,000 \text{円} - 380,000 \text{円}) \div 12 \text{ヶ月}$
 $= 163,333 \text{円}$

⇒ 入居収入基準を満たす

月額所得の計算表

所得者が複数の場合は、それぞれの計算結果を合計してください。

1. 年間総所得金額の計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額の計算式
651,000 円未満	年間総所得金額 = 0 円
651,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間総所得金額
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間総所得金額 = 969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間総所得金額 = 970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間総所得金額 = 972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間総所得金額 = 974,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	$A \times 4,000 \times 0.6 =$ 年間総所得金額
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 4,000 \times 0.7 - 180,000$ 円 = 年間総所得金額
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 4,000 \times 0.8 - 540,000$ 円 = 年間総所得金額
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$ 円 = 年間総所得金額
10,000,000 円以上	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,700,000$ 円 = 年間総所得金額

年間総所得金額
円

※ A（算出金額）：収入金額を 4,000 で割り、小数点以下の端数を切り捨てたもの

2. 年間所得金額の計算（事業所得者の場合）

年間総収入金額 - 税法上の必要経費 =

年間総所得金額
円

3. 年間所得金額の計算（公的年金所得者の場合）

(1) 65 歳未満の人

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額の計算式
700,000 円以下	年間総所得金額 = 0 円
700,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年間総収入金額 - 700,000 円 = 年間総所得金額
1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	// $\times 0.75 - 375,000$ 円 = 年間総所得金額
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	// $\times 0.85 - 785,000$ 円 = 年間総所得金額
7,700,000 円以上	// $\times 0.95 - 1,555,000$ 円 = 年間総所得金額

年間総所得金額
円

(2) 65 歳以上の人

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額の計算式
1,200,000 円以下	年間総所得金額 = 0 円
1,200,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年間総収入金額 - 1,200,000 円 = 年間総所得金額
3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	// $\times 0.75 - 375,000$ 円 = 年間総所得金額
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	// $\times 0.85 - 785,000$ 円 = 年間総所得金額
7,700,000 円以上	// $\times 0.95 - 1,555,000$ 円 = 年間総所得金額

4. 控除金額の計算

控除の種類	控除対象者	控除金額
一般控除 ア 同居親族控除	申告（申込）者本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族	380,000円× 人＝ 円
イ 扶養親族控除	遠隔地扶養親族（注）	
特別控除 ウ 老人扶養控除	(1) 扶養親族（注）のうち年齢70歳以上の方	100,000円× 人＝ 円
	(2) 控除対象配偶者で年齢70歳以上の方	
エ 特定扶養控除	妻を除く扶養親族（注）のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人＝ 円
別 カ 障がい者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ 国民年金法施行令別表の2級及び厚生年金保険法施行令別表第一に定める精神障がいの程度である旨を証する書類の交付を受けている方 ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級の方 エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で3級から6級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別障がい者控除のみに該当しない方 カ 年齢65歳以上で障がいの程度がア及びエと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方	270,000円× 人＝ 円
	キ 特別障がい者控除	
除 ク 寡婦控除	所得者本人のうち ア 夫と死別してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方で500万円以下の所得の方 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方、婚姻によらないで母となり現に婚姻していない方で扶養親族（注）のある方	270,000円× 人＝ 円 （所得額が27万円未満の場合には当該所得額）
ケ 寡夫控除	所得者本人のうち、妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が不明な方、婚姻によらないで父となり現に婚姻していない方で、現に生計を一にする子（所得金額が38万円以下の方で他の方の控除対象配偶者又は扶養親族（注）でない方）を有し500万円以下の所得の方	270,000円× 人＝ 円 （所得額が27万円未満の場合には当該所得額）

※「扶養親族」には年間の所得額が38万円を超える方は含まれない。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得金額合計} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12\text{月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

計算後の月額所得が次の入居収入基準に該当する方は、申込むことができます。

入居収入基準：月額所得 158,000円 ～ 487,000円

申込（資格審査）に必要な書類について

申込書に必要事項を記入後、必要書類を添付し、倉敷市営住宅管理センターへ直接持参してください。なお、申込みに必要な書類は、「1. 必ず提出していただく書類」及び「2. 入居する家族の状況などにより必要となる書類」がありますので、十分確認ください。

※ 提出書類について、訂正がある場合は必ず訂正印を押印してください（修正液等は不可）。

1. 必ず提出していただく書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	<p>(ア) 特定公共賃貸住宅入居申込書…………… 様式1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、居住している住居について記入してください。 ・入居予定者が別々に居住している場合、申込者の住居について記入してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(イ) 入居予定者全員の住民票（住民票記載事項証明書とは異なります！）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居予定者を含む世帯全員の住民票が必要です。 ・発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。 ・「世帯主の氏名及び続柄」の記載があるもの ・外国人の方は「世帯主の氏名及び続柄」及び「国籍・地域」、「在留情報」「在留カード番号」等の記載があるもの ・婚約中の方や内縁関係にある方は、双方の世帯全員の住民票を提出してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(ウ) 最新年度分の所得証明書（市町村役場税務担当課で発行されたもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居予定者全員。収入の有無にかかわらず必要 ・倉敷市に転入して間がない方は、倉敷市で証明できないことがありますので、その場合は前住所の市町村役場で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/>	<p>(エ) 健康保険証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居予定者全員の保険証を持参してください。

2. 入居する家族の状況などにより必要となる書類

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	<p>(ア) 現在所得のある方</p> <p>給与支給証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先で給与支給額の証明（直近の1年間分）を受けてください。 ・アルバイト、パート等で収入を得ている方も必要です。 ・勤務期間が1年未満の場合は支給月から証明を受けてください。

	<p>収支計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所得のある方は所得の状況をご自身で記入してください。(直近の1年間分) <p>退職証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居予定者の方の中で、所得証明書に収入の記載はあるが、現在退職して収入がなくなった方がいる場合、勤務していた会社等で証明を受けてください。 <p>年金額等がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の額改定通知書又は振込通知書等を持参してください。 ・年金の受給は国民年金のほか、企業年金及び個人年金等を含みます。
<input type="checkbox"/>	<p>(イ) 1月から5月に申込みをされる方</p> <p>源泉徴収票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月から5月に資格審査を受けられる場合のみ提出してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(ウ) 婚約中の方が申し込みをされる場合</p> <p>誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚約で申し込まれた方は、入居手続き時まで、入籍したことが証明できる戸籍謄本等を提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	<p>(エ) 特別控除対象者の方</p> <p>特別控除対象となることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳等を持参してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(オ) 入居しないが、所得税法上扶養している親族がいる方(遠隔地扶養親族)</p> <p>扶養親族がいることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新年度分の所得証明書、源泉徴収票、勤務先の証明等で、遠隔地扶養親族の氏名が記載されているもの
<input type="checkbox"/>	<p>(カ) 入居申込者又は同居の家族(18歳以上)に配偶者がいない場合</p> <p>戸籍謄本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない入居申込者に子がいる場合、その子の戸籍謄本も必要です。又、子の親権者が入居申込者と異なる場合、親権者の同意が必要となります。 ・申込者と同居家族の関係が住民票で確認できない場合。
<input type="checkbox"/>	<p>(キ) 事実上婚姻関係と同様の状況でお申し込みの場合(内縁関係)</p> <p>1年以上同居していることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの地域の民生委員さんに、証明書の記入をお願いしてください。

抽選会及び抽選方法について

特定公共賃貸住宅への申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選において入居決定者を決定します。

抽選会には申込者本人もしくは同居予定の家族の方、又は代理人の方の出席が必要です。

※ 抽選会の日時・開催場所は申込時にお伝えします。(抽選会日時は概ね毎月15日頃です。)

入居手続きについて

資格審査において、申込(入居)資格を満たす入居予定者の方には、入居決定通知書及び入居手続きに関する資料を送付します。

(1) 入居手続きでは、連絡先を記入した「請書」の提出及び敷金の納付を行っていただきます。原則として岡山県内に居住する親族が望ましく、関係のわかる書類(戸籍謄本等)が必要です。そうでない場合は、2人目も記入していただきます。

(2) 敷金は、2ヶ月の家賃相当額となっており、入居手続きの際に納めていただきます。

(3) 事情の変更等で、やむを得ず入居を辞退される方は、倉敷市営住宅管理センターまでご連絡ください。

入居後の注意事項について

1. 特定公共賃貸住宅の家賃(以下、「家賃」)は、物価その他経済事情の変動及び特定公共賃貸住宅の改良等に伴い変更する場合があります。
2. 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。なお、納付にあたっては、口座振替をご利用ください。
3. 家賃とは別に、共益費等を団地自治会等へ負担していただきます。なお、共益費等の詳細については、入居後、団地自治会等へお問い合わせください。
4. 畳の表替え、襖の張り替え、破損ガラスの取替え、鍵の交換等の軽微な修繕及び、給水栓その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕、入居者の原因により修繕の必要が生じたものは、すべて入居者負担の原則により、入居者において責任をもって修繕していただきます。
5. 団地内では、犬、ねこ等の動物(ペット)を飼うことは禁止しています。

6. 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することになりますので注意してください。
- (1) 不正行為によって入居した場合
 - (2) 家賃を3ヶ月以上滞納した場合
 - (3) 当該特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に損傷した場合
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上特定公共賃貸住宅を使用しない場合
 - (5) 倉敷市特定公共賃貸住宅条例第19条から第24条までの規定に違反した場合
 - (6) 暴力団員であることが判明した場合

7. 同居承認について

入居の際に同居を認められた方以外の親族が同居される場合は、申請等の手続きが必要ですので、住宅課までご相談ください。

8. 異動の届出について

出生、死亡又は転出等により、同居の親族に異動が生じた場合は、届出等の手続きが必要ですので、倉敷市営住宅管理センターまでご相談ください。

9. 入居の承継

特定公共賃貸住宅の名義人が死亡又は退去した場合、その死亡時又は退去時に当該名義人と同居していた方（届出があるもの）が引き続き当該特定公共賃貸住宅に希望される場合は、手続き等がありますので、倉敷市営住宅管理センターまでご相談ください。

入居後は、倉敷市特定公共賃貸住宅条例等を遵守し、円満な共同生活をしてください。